

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会は、本年7月頃、厚生労働大臣に対し、2019年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う予定である。

昨年、同審議会は、宮崎県を含むDランクの都道府県に対しては23円の引上げを答申し、これを受けた宮崎地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会の答申を2円上回る25円の引き上げを行い、宮崎県における地域別最低賃金は762円と決定された。

このように、昨年、宮崎地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の答申を上回る引き上げを決定したことは、一定程度評価できるものである。

- 2 しかし、最低賃金の地域間格差は依然として大きく、2018年度の宮崎県の最低賃金の762円は全国で2番目に低い金額であり、最も高い東京都の985円とは223円もの開きがあり、全国加重平均額の874円とも112円の開きがある。

そして、このような地域間格差は年々拡大しており、宮崎県では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強くなり、宮崎県内における労働力不足も問題となっている。そのため、地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。

- 3 また、そもそも全国加重平均額の時給874円という水準であっても、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万2000円、年収約182万円にしかならず、この金額では労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは到底困難であり、最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

- 4 なお、最低賃金の大幅な引上げは、特に中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想される。そのため、最低賃金の引上げが困難な中小企業のために、最低賃金の引上げを可能とするための社会保険料の減免措置や補助金制度等の構築を検討すべきである。

さらに、中小企業の生産性を高めるための施策や減税措置などが有機的に組み合わせられることが必要である。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間での公正な取引が確保されるようにする必要がある。

5 2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、最低賃金について、年率3%程度を目処として引き上げ、全国加重平均額が1000円になることを目指すとしている。

これを達成するためには、最低賃金の大幅な引上げが必要であることから、中央最低賃金審議会は、本年度、全国全ての地域において、昨年度を上回る水準での最低賃金の引上げを答申すべきである。

そして、上記答申がなされた後に宮崎の実情に応じた審議が予定されている宮崎地方最低賃金審議会においても、地域間格差の縮小を図るために、最低賃金額の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2019年（令和元年）6月19日

宮崎県弁護士会
会長 黒木 昭

